

平成28年8月1日

「平成28年度 マンション維持修繕技術者試験」の実施について

当協会は、平成28年度マンション維持修繕技術者試験を下記の通り実施いたしますのでお知らせいたします。

当協会の認定資格であります「マンション維持修繕技術者」は、マンションの維持・修繕に関して一定水準の知識と技術を有していることを審査・認定することにより、マンション建物・設備の維持保全に関する知識・技術及び対応力の向上を図り、もって円滑な共同居住に関する社会的な要請に応えることを目的としており、登録者数は平成28年8月1日現在で3,680名になります。

記

【実施概要】

1. 試験実施日時：平成29年1月29日(日) 13:15～17:00
2. 受験申込案内書配布期間及び受験申込受付期間（消印有効）
平成28年10月3日(月)～11月8日(火)
3. 受験資格：次の（1）から（4）のいずれか1つに該当する方が受験できます。
 - （1）次の建築に関する課程（機械・電気・土木関係の課程も含む）を修業し、かつ建築・設備に関する所定の実務経験年数を有する者
 - ① 大学（修業4年）・・・・・・・・・・卒業後1年以上の実務経験
 - ② 短期大学（修業3年）・・・・・・・・・・ 〃 2年 〃
 - ③ 短期大学（修業2年）・・・・・・・・・・ 〃 3年 〃
 - ④ 高等専門学校（修業5年）・・・・・・・・・・ 〃 3年 〃
 - ⑤ 一般高卒以上を対象とする専修学校、各種学校（修業2年）・・・ 〃 3年 〃
 - ⑥ 一般高卒以上を対象とする専修学校、各種学校（修業1年）・・・ 〃 4年 〃
 - ⑦ 工業高校（修業3年）・・・・・・・・・・ 〃 5年 〃
 - ⑧ ⑤および⑥を除く中卒以上を対象とする
専修学校・各種学校（修業2年）・・・・・・・・ 〃 6年 〃
 - （2）建築に関する課程以外を修業し、8年以上の建築関連実務経験を有する者

(3) 次のいずれかの資格等を保有する者

- ① 大規模修繕コンサルタント実務研修修了者^(注1)
- ② マンション維持修繕技術専門課程研修受講者^(注2)
- ③ 一級建築士又は二級建築士
- ④ 技術士（建設部門・文部科学省認定資格）
- ⑤ 建築設備士
- ⑥ 区分所有管理士試験合格者
- ⑦ 管理業務主任者試験合格者^(注3)
- ⑧ マンション管理士試験合格者

(注1) 平成11年6月から平成14年7月まで（6回実施）の研修修了者

(注2) 平成15年度から平成28年度に開催するマンション維持修繕技術専門課程研修の受講者

(注3) 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」附則第5条の規定に基づく講習（移行講習。平成14年4月で終了）修了者を含む。

(4) 当協会理事長が上記に掲げる前各号と同等以上と認める者（審査にて承認）

4. 試験方法：択一式試験(四肢択一式・全50問)及び記述式試験

5. 試験出題範囲：マンションの維持修繕に係る一般建築・設備知識、修繕知識、区分所有法等法律関連知識、管理組合対応知識 等
出題の根拠となる法令等は、平成28年4月1日現在施行されているもの

6. 試験開催地：東京・大阪・札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

7. 受験料：10,800円（消費税込）

8. 合格発表日：平成29年2月24日（金）

【 受験申込案内書について 】

受験申込案内書は、平成28年10月3日（月）より当協会ホームページに掲載いたします。

(URL <http://www.kanrikyo.or.jp/iji/siken.html>)

以 上

一般社団法人 マンション管理業協会

所在地：東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階

理事長：山根 弘美

設立：昭和54年10月

会員数：365社（平成28年8月1日現在）

本件お問い合わせ先：一般社団法人 マンション管理業協会(本部) 試験研修部 担当：前野
電話：03-3500-2720(平日：9時～17時) FAX：03-3500-1261
協会ホームページ：<http://www.kanrikyo.or.jp/>

平成28年度 マンション維持修繕技術者試験 出題範囲について

試験は択一式試験及び記述式試験となります。

① 択一式試験（出題数50問 四肢択一式）

マンション建物・設備の維持修繕業務を円滑に行うために必要な基礎知識や専門知識について、四肢択一式により行います。

② 記述式試験（解答数25問）

マンション建物・設備の維持修繕の現場対応等実践的業務に必要な総合能力や応用能力について、記述式（記述又は適切な用語を選択して記入するなどの方式）により行います。

試験の出題範囲は、下記の科目ごとの内容、または各科目にまたがる内容の範囲とします。出題の根拠となる法令等は、平成28年4月1日現在施行されているものとなります。

出題範囲

① マンション概論（一般建築知識含む）
② 建物・設備の維持保全
③ 建物・設備の劣化
④ 建物・設備の調査診断
⑤ 建物・設備の修繕設計
⑥ 修繕工事の施工監理手法
⑦ マンション修繕に関わる法律等の知識

参考図書「マンション維持修繕技術ハンドブック(第4版)」
株式会社 オーム社 発行
一般社団法人 マンション管理業協会 編

「マンション維持修繕技術ハンドブック」について
平成25年の第3版発行以後に公表された最新情報や各種規定・法令等の内容にもとづき改訂する第4版を8月末に発行する予定です。